

【2023年4月1日実施】電気需給約款（特別高圧・高圧）

附 則

出光グリーンパワー株式会社

## 附 則

### 1. 電気需給約款附則の実施期日

この電気需給約款附則は、2023年4月1日から実施いたします。

【2023年4月1日実施】電気需給約款（特別高圧・高圧）

別 表

出光グリーンパワー株式会社

## 別 表

### 1. 燃料費等調整

#### (1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

#### (2) 燃料費調整

##### イ 燃料費調整額の算定

##### (イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

また、供給エリアごとの  $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値は、以下のとおりといたします。

	北海道電力エリア	東北電力エリア	東京電力エリア	中部電力エリア	北陸電力エリア
$\alpha$	0.1946	0.0247	0.0033	0.0000	0.0380
$\beta$	0.0827	0.2573	0.4001	0.4381	0.0702
$\gamma$	1.0081	0.8912	0.6241	0.5545	1.2641

	関西電力エリア	中国電力エリア	四国電力エリア	九州電力エリア
$\alpha$	0.0140	0.0406	0.0845	0.0053
$\beta$	0.3483	0.0982	0.0699	0.1861
$\gamma$	0.7227	1.2015	1.1962	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### (ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が a 円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (a \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000} \\ \text{(ii) 1キロワットあたりの平均燃料価格が } a \text{円を上回る場合} \\ \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - a \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

また、供給エリアごとの a の値は、以下のとおりといたします。

	北海道電力エリア	東北電力エリア	東京電力エリア	中部電力エリア	北陸電力エリア
a	89,500	85,400	64,900	42,000	79,300

	関西電力エリア	中国電力エリア	四国電力エリア	九州電力エリア
a	27,100	75,400	80,300	27,400

(ハ) 燃料費調整単価の適用

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価が(ロ)(i)により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(ロ)(ii)により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものいたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、供給エリアごと、電圧ごとの値は以下のとおりといたします。

	北海道電力エリア	東北電力エリア	東京電力エリア	中部電力エリア	北陸電力エリア
特別高圧供給の場合	18 銭 3 厘	20 銭 6 厘	14 銭 5 厘	19 銭 3 厘	17 銭 4 厘
高圧供給の場合	18 銭 8 厘	21 銭 3 厘	15 銭 0 厘	19 銭 6 厘	17 銭 7 厘

	関西電力エリア	中国電力エリア	四国電力エリア	九州電力エリア
特別高圧供給の場合	15 銭 6 厘	20 銭 0 厘	15 銭 0 厘	12 銭 8 厘
高圧供給の場合	15 銭 8 厘	20 銭 5 厘	15 銭 4 厘	13 銭 0 厘

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

(i) 1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四

捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

ただし、中国電力エリアにおいては、翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアに適用されるものといたします。

Y = 各平均市場価格算定期間のうち供給エリアごとに定めた時間におけるスポット市場価格の平均値

また、供給エリアごとのY、xおよびyの値は、以下のとおりといたします。

	北海道電力エリア	東北電力エリア	東京電力エリア	中部電力エリア	北陸電力エリア
Y	午前8時から午後4時	午前8時から午後4時	午前8時から午後4時	午前6時から午後6時	午前6時から午後6時
x	0.6760	0.5332	0.6566	0.0000	0.0000
y	0.3240	0.4668	0.3434	1.0000	1.0000

	関西電力エリア	中国電力エリア	四国電力エリア	九州電力エリア
Y	-	午前8時から午後4時	-	-
x	-	0.1316	-	-
y	-	0.8684	-	-

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値Xおよび平均値Yの単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (ii) (i)によりがた場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、北陸エリアにおいては(ii)の場合の市場価格調整単価は零といたします。

- (i) 1キロワット時当たりの平均市場価格がa円を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (a \text{円} - \text{平均市場価格}) \times \frac{\text{ロの市場基準単価}}{1,000}$$

- (ii) 1キロワット時当たりの平均燃料価格がa円を上回り、かつ、b円以下\*の場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - a \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの市場基準単価}}{1,000}$$

※ b 円の設定が無い供給エリアでは a 円を上回る場合とします。

(iii) 1 キロワット時当たりの平均燃料価格が b 円を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - b \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの市場基準単価}}{1,000}$$

また、供給エリアごとの a および b の値は、以下のとおりといたします。

	北海道電力 エリア	東北電力エ リア	東京電力エ リア	中部電力 エリア	北陸電力 エリア
a	23 円 94 銭	21 円 39 銭	17 円 44 銭	19 円 37 銭	8 円 00 銭
b	-	-	-	-	32 円 00 銭

	関西電力エ リア	中国電力エ リア	四国電力エ リア	九州電力エ リア
a	-	20 円 81 銭	-	-
b	-	-	-	-

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5) のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、市場価格調整単価が(ロ)(i)により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(ロ)(ii)または(ロ)(iii)により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ 市場基準単価

供給エリアごと、電圧ごとの市場基準単価は、以下のとおりといたします。

	北海道電 力エリア	東北電力 エリア	東京電力 エリア	中部電力 エリア	北陸電力 エリア
特別高圧供給 の場合	22 銭 3 厘	14 銭 2 厘	32 銭 8 厘	10 銭 1 厘	14 銭 5 厘
高圧供給 の場合	22 銭 9 厘	14 銭 6 厘	33 銭 7 厘	10 銭 3 厘	14 銭 9 厘

	関西電力 エリア	中国電力 エリア	四国電力 エリア	九州電力 エリア
特別高圧供給	-	15 銭 8 厘	-	-

の場合				
高圧供給の場合	-	16 銭 2 厘	-	-

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサル調整単価

離島ユニバーサル調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が a 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (a \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

(ii) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が a 円を上回り、かつ、b 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - a \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

(iii) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が b 円を上回る場合  
離島平均燃料価格は、b 円といたします。

また、供給エリアごとの a および b の値は、以下のとおりといたします。

	北海道電力エリア	東北電力エリア	東京電力エリア	中部電力エリア	北陸電力エリア
a	79,300	79,300	-	-	61,600
b	119,000	119,000	-	-	92,400

	関西電力エリア	中国電力エリア	四国電力エリア	九州電力エリア
a	-	79,300	-	79,300
b	-	119,000	-	119,000



(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ)(i)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ)(ii)または(ロ)(iii)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、供給エリアごと、電圧ごとの値は以下のとおりといたします。

1キロワット時につき	北海道電力エリア	東北電力エリア	東京電力エリア	中部電力エリア	北陸電力エリア
特別高圧供給の場合	1 厘	1 厘	-	-	0 厘
高圧供給の場合	1 厘	1 厘	-	-	0 厘

	関西電力エリア	中国電力エリア	四国電力エリア	九州電力エリア
特別高圧供給の場合	-	1 厘	-	3 厘
高圧供給の場合	-	1 厘	-	3 厘

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、以下の通りといたします。

イ 北海道電力エリア、東北電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア、九州電力エリア

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間*	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
---------------------------	-----------------------------

離島平均燃料価格算定期間※	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

※上表における市場価格調整の適用外：関西電力エリア、四国電力エリア、九州電力エリア

※上表における離島ユニバーサルサービス調整の適用外：中部電力エリア、関西電力エリア、四国電力エリア

ロ 東京電力エリア

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年8月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌年の2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ハ 北陸電力エリア

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の6月の料金に係る 計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の7月の料金に係る 計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の8月の料金に係る 計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の9月の料金に係る 計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の10月の料金に係る 計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の11月の料金に係る 計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の12月の料金に係る 計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月21日から翌年の 1月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る 計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る 計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る 計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る 計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間（翌年が閏年とな る場合は、翌年の2月29日ま での期間）	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る 計量期間等

(6) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をお知らせいたします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係

る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 3. 平均力率の算定式

(1) 平均力率の算定式は、次の通りといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85%とみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100(\text{パーセント})$$

(2) 平均力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 有効電力量及び無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、平均力率の算定において $\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。

### 4. 自家発補給電力の使用及び計量

(1) 定期検査および定期補修の時期

お客さまの自家用発電設備の定期検査および定期補修は、原則として夏季および冬季以外に行うものとします。この場合、毎年度当初にお客さまと当社で協議のうえあらかじめ実施の時期を定め、その1ヶ月前に再度協議のうえ確認するものとします。

(2) 自家発補給電力の使用の申し出

自家発補給電力の使用にあたっては、お客さまより前々営業日までに使用開始の時間と使用終了の時間を当社に連絡いただくものといたします。ただし、事故時その他やむをえない場合は、使用開始後速やかに当社に連絡いただくものとします。

(3) 自家発補給電力の使用の確認

当社は、お客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えた場合は、お客さまの自家用発電設備の発電記録等により、自家発補給電力を使用しなかったことが客観的に確認できた場合を除き、自家発補給電力を使用されたものとします。

また、お客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えなかった場合は、自家発補給電力の使用について申し出されたときであっても、自家発補給電力を使用されなかったものとします。

(4) 自家発補給電力の使用電力量の決定

常時供給分と同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、下記イ及びロの方法で決定いたします。

イ 基準の電力の決定

自家発補給電力使用の前3日間の自家発補給電力使用時間帯における常時供給分の平均電力を基準の電力として決定するものとします。ただし、使用前3日間の操業状態が平常でない場合は、使用前の平常操業の3日間における常時供給分の平均電力を基準として決定するものとします。

ロ 自家発補給電力の使用電力量の決定

自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、イで定めた基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値とします。